

令和8年度 国民健康保険税試算額（概算）

【重要】本試算は概算となります。特に以下の場合、実際の税額が試算額と大きく異なることがありますので、ご注意ください。

- ・試算後、制度改正や所得の修正申告があった場合
- ・所得情報等で総所得金額が確認できない場合や申し出による総所得金額が実際と異なる場合
- ・その他、課税時に必要となる諸条件を試算時にご提示いただけなかった場合

	以下の場合、所得の軽減の計算が正確にできず、金額が異なる可能性がありますので資料を持参の上、ご来庁していただきますようお願いいたします。	加入予定の人数を入力※ただし、未就学児を含めない。	全員分	未就学児（うち介護保険該当者分）	4月1日時点で18歳以上の方の人数を入力	4月1日時点で18歳以上の方の人数を入力	単身軽減4分の1非対応	給与所得者等の数を入力する
①		令和6年1月1日～令和6年12月31日の所得を入力（加入者全員分）		加入時点が40歳以上65歳未満の加入者の方の人数を入力＝介護保険該当者	4月1日時点で18歳以上の方の所得を入力			給与所得者等の数を入力する
②								
③		世帯主が国民健康保険に加入していない場合（社会保険などに加入中）の世帯主の方の所得を入力		加入予定の人数のうち、未就学児（小学校就学前の児童）の人数を入力				給与所得者等の数（親を含む）を入力
④	・同世帯でほかに国民健康保険に加入している方がいる場合							
⑤	・後期高齢医療保険制度に移行した方がいる場合							
⑥ 医療分	・分離課税所得がある場合							
	・損益通算や繰越損失があり、確定申告等で申告されている場合							
	・専従者給与がある場合							
	・産前産後軽減期間に該当する方がいる場合							
⑦ 支援分								
	平等割	一世帯あたり	9.22%					
			=					
			22,960					
			=					
			11,480					
			=					
			28,690					
			=					
			2.51%					
			=					
			6,620					
			=					
			3,310					
			=					
	所得割	課税標準額 ×	7,450					
			=					
⑧ 介護分								
	均等割	加入予定者数 ×	2.88%					
			=					
	平等割	一世帯あたり	8,950					
			=					
			8,570					
			=					
⑨ 子ども分								
	所得割	課税標準額 ×	0.28%					
			=					
	均等割	加入予定者数 ×	1,450					
			=					
	平等割	一世帯あたり	880					
			=					
⑩	年税額	（⑥医療分 + ⑦支援分 + ⑧介護分 + ⑨子ども分）						
⑪	月額目安	（⑩÷12ヶ月、任意継続と比較する場合の目安）4月～翌年3月まで						
⑫	加入月を入力	3月までの	ヶ月分で……					
⑬	届出手続きをする月を入力	回目の納期は	ヶ月で、金額は					
		2回目の納期は	～3月までで、金額は					

- 介護保険は40歳以上65歳未満のかたが対象となります。
- 課税限度額は、医療分670,000円、支援分260,000円、介護分170,000円、子ども分30,000円となっております。
- 国民健康保険税は、加入された月から課税が発生しますが、4月から翌年3月までの1年分を年9回（7月～3月）に分けて納付していただくため、各納期の保険税額は月額ではありません。また、7月以降に、加入の手続きをされたかたは、届出月の翌月から納付していただきます。
- 毎年度の国民健康保険税は、加入されるかたの前年の1月から12月までの総所得金額をもとに算定します。『国民健康保険税納税通知書』は、7月上旬までに世帯主あてに送付します。7月以降に、加入の手続きをされたかたは、届出月の翌月中旬以降に送付します。

処理欄	計算者	確認者	確認事項（必須）	
			<input type="checkbox"/> 総所得金額の内訳（給与・事業・雑（年金等）・不動産・（ ）） <input type="checkbox"/> 加入予定年月（ 年 月 予定） <input type="checkbox"/> 世帯主の国保加入の有無	<input type="checkbox"/> 介護保険第2号被保険者の該当者の有無 <input type="checkbox"/> 失業軽減該当者の有無 一 混在する場合「失業軽減版」は手計算 <input type="checkbox"/> 法定軽減適用の有無

①右側加入予定者数（うち介護保険該当者分）とは
加入時点で40歳以上65歳未満の加入者の人数
②総所得金額とは
令和6年1月1日～令和6年12月31日の加入者の所得。
非課税所得を除くすべての所得（年金収入による雑所得を含む）が入ります。
③基礎控除金額とは
1人あたり最大43万円所得から控除します。ただし所得が43万円以下の場合は、所得金額＝基礎控除金額となり所得金額を控除額とします。

⑩加入月
⑩には、何月分から加入となるかを入力します。
月の途中に加入する場合は、その月も含まれます。
月末で退職した場合は、翌月が加入月となります。

⑫納付月
国民健康保険税は、年税額を9回に分けて支払っていただく制度であり、加入月が納付月ではありません。
年の途中で加入した場合
通常4～6月に加入手続きをした場合は、7月から9回に分けて支払っていただきます。
7～3月に加入手続きをした場合は、加入の翌月中旬に納税通知書が送付されます。

なお、他制度脱退後、14日以内の加入手続きではなく、遡って手続きされた場合は、加入月にかかわらず、原則的には、翌月納税通知書が送付されます。

⑬給与所得者等の数とは
年金又は給与所得がある方の人数が2名以上いた場合は人数に応じて、2以上を入力する。（0名だとしても1は必ず入ります。）
収入で言えば、給与収入は55万円超。
年金収入は、65歳未満で60万円超、65歳以上で125万円超

⑭年金所得控除額とは
試算する年の1月1日時点で、65歳以上だった方で、年金所得が15万円以上あった場合は、「150,000」と入力する。年金所得が15万円以下だった場合は、年金所得額と同額を入力する。